## 盛岡広域振興局長告示第47号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年5月24日

## 盛岡広域振興局長 杉 原 永 康

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311410070	医療法人社団柊会	柊会北岩手居宅介護支援事業	八幡平市大更第25地割118	平成25年5月31日
		所	番地9	